

苗木のスクールステイ（令和7年度春季開始分）活動支援業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、第77回全国植樹祭奈良県実行委員会（以下「甲」という。）が事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する苗木のスクールステイ（令和7年度春季開始分）活動支援業務について必要な事項を示したものである。

2 業務名

苗木のスクールステイ（令和7年度春季開始分）活動支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）

4 履行場所

奈良県内

5 業務目的

本業務は、第77回全国植樹祭の開催に向け、苗木の確保と県民の緑化意識の高揚を目的として実施する。

本業務は、植樹祭及び関連イベントで使用する苗木を県内の就学前教育施設（保育所・幼稚園・認定こども園等）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部）のうち、応募のあった各参加校等（以下、「スクールステイ参加校等」という。）50校にどんぐり等の種子を配布するとともにレクチャー等を実施し、苗木育成活動を支援する。

6 業務内容

活動支援業務の実施にあたり、業務を委託することにより、業務の迅速化・効率化を図るため、以下の業務を委託する。

（1） 資材調達・保管

下記資材を調達し、全てのスクールステイ参加校等へのレクチャーが完了するまで適切に保管する。

資材名	数量
県内で採取されたブナ科コナラ属等の種子 ・本資材については、甲が調達し、契約締結後に乙へ送付する。この時の資材購入費用および送付にかかる送料は甲が負担する。 ・乙は上記を受け取り次第、レクチャー実施までの間に冷蔵庫等で保管して、種子の発芽の抑制に努	約5000個

めること。	
マルチキャビティコンテナ（JFA-300） ・内面リブ方式 ・容量300cc ・キャビティ数 24個	100個
マルチキャビティコンテナに取り付けるラベル ・本資材については、甲が調達し、契約締結後に乙へ送付する。この時の資材購入費用および送付にかかる送料は甲が負担する。	100枚
育苗箱 51型 ・上記マルチキャビティコンテナの底上げに使用するため、本資材のサイズに注意すること。	100個
樹木用培養土（20L）	50袋

（2） レクチャー用資料の印刷

甲が作成した苗木の育成に必要な知識をまとめたレクチャー用資料をデータで提供するので、各スクールステイ参加校等へのレクチャー実施前までにレクチャー参加人数分印刷する。

（3） レクチャーに係る連絡調整等

レクチャーの講師については、外部講師に依頼することができる。この場合、依頼を含めた外部講師との連絡調整やレクチャー実施等に係る外部講師への謝金や旅費等に係る経費については、乙の負担とする。

また、レクチャーの開催日について、スクールステイ参加校等の担当者と連絡調整を実施する。

（4） レクチャーの実施・写真撮影

令和7年6月末までに全てのスクールステイ参加校等（総数50校を予定）を訪問の上、レクチャーを実施する。なお、各レクチャー実施日に（1）の資材のうち下記の数量と、甲が貸与する横断幕1枚、（2）の資料をスクールステイ参加校等の参加者人数分印刷して搬入すること。

搬入資材名	搬入数量
県内で採取されたブナ科コナラ属等の種子	100個
マルチキャビティコンテナ	2個
マルチキャビティコンテナに取り付けるラベル	2枚
育苗箱 51型	2個
樹木用培養土（20L）	1袋

また、レクチャー実施時にスクールステイ参加校等の参加者の集合写真を撮影し、全てのスクールステイ参加校等へのレクチャー完了の日から1ヶ月以内に甲に写真をデータ形式で送付する。この際、パスワード付きの圧縮ファイルにするなどセキュリティ対策を実施すること。

(5) キックオフイベントの運営

令和7年5月頃に、事務局が本活動の周知をかねたキックオフイベントを1回実施するので、乙は本イベント開催の支援（報道機関等の受付および案内等）をすること。

なお、キックオフイベント開催校はスクールステイ参加校等の内数に含まれるので、上記業務内容（1）から（4）および下記業務内容（6）～（9）の業務を実施すること。

(6) スクールステイ期間中の質問等への対応

スクールステイ参加校等から苗木育成上の質問等があった場合に適宜対応する。

(7) 育成状況の確認

令和7年9月中旬頃、令和8年1月中旬頃の計2回、スクールステイ参考校等に苗木の育成状況を確認し、任意形式で取りまとめの上、各回翌月末（例：令和7年9月中旬頃確認分は同年10月末）までに事務局へ報告する。

(8) 報告書作成

（1）～（7）までの業務内容を報告書に取りまとめ、業務報告書を作成する。

(9) 成果の提出

乙は、本業務完了時に甲の確認を受け、下記成果品一式を納品し、業務の完了とする。

- ・ 報告書（A4縦、横書、簡易製本） 2部
- ・ 上記を記録し、パスワード設定をした電子媒体（CD） 一式

7 留意事項

- ・ 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ・ 乙は本業務の実施に際し知得した個人情報を本業務外の目的で第三者に漏らし又は利用してはならない。
- ・ 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- ・ 個人情報が含まれる書類を甲乙間で受け渡しする際は、乙が作成する受け渡し記録簿（任意様式）に記録の上、甲乙立ち会いのもと、受け渡しすることとする。個人情報が含まれる電子データを甲乙間で受け渡しする際は、電子データにパスワードを設定するなど情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- ・ 業務の遂行に必要となる経費は以下のものを除き契約金に含まれるものとし、甲は契約金以外の費用を負担しない（契約金額に含まれないもの：県内で採取されたブナ科コナラ属等の種子の購入および乙へ送付する送料、マルチキャビティコンテナに取り付けるラベルの購入および乙へ送付する送料）。
- ・ 乙は、受託した業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲に対して書面により協議の上、甲が許可した場合に限り、業務の一部を再委託することができるものとする。なお、業務の一部を再委託する場合は、乙が再委託先の行為についても全ての責任を負うものとする。

- ・本業務を実施するにあたり、乙は甲と綿密な協議を行ったうえで、甲の承認を受けて業務を進めるものとする。また、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

8. 疑義

本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに甲と協議し、本業務に支障のないように努めなければならない。

9 その他

- (1) 本業務の履行及び制作された成果品における個人情報については、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務は奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）に準じる契約とする。受託者は別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。
- (3) 本業務の履行に際し、乙の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて乙の責任とし、甲はいかなる責任も負わないものとする。
- (4) スクールステイ参加校等数は50校を見込むが、校数が一割以上減じた場合は、甲乙協議の上、当初契約の変更をおこなうものとする。また50校を超える場合も甲乙協議の上、当初契約の変更をおこなうものとする。

10 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

第77回全国植樹祭奈良県実行委員会事務局
(奈良県森林環境課内)

TEL : 0742-27-8119 FAX: 0742-24-5004 電子メールアドレス: kyousei@office.pref.nara.lg.jp

(メール送信時には、@を全角から半角に変換して送信ください。)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。